和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業補助金　理由書

留意事項

〇外来対応医療機関設備整備事業

上記の事業については、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を診療する際に必要な整備を補助することが目的ですので、それ以外の目的で整備したり、整備したのちに新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）以外に使用した場合は対象となりません。その点を十分ご理解いただいた上で申請をお願いいたします。

申請する設備を整備する理由

①現在の状況（整備の背景など）

②整備することによる効果

（整備によって、どのようなコロナ患者への対応や受入ができるか。など）

③整備をしようとする場所

④その他

⑤備品を整備する際、リースではなく購入とした理由（※該当する場合）